

お客様各位

2023年9月1日  
さくらフォレスト株式会社

## 弊社商品の表示に関するお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、深く御礼申し上げます。

この度、弊社は不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」)第7条第1項の規定に基づく措置命令(令和5年6月30日付)に従い、一般消費者の誤認を排除するために、次のとおりお知らせいたします。

弊社は、「きなり匠」と称する商品、「きなり極」と称する商品の各商品(以下これらを併せて「本件2商品」)を一般消費者に販売するにあたり、例えば「きなり匠」と称する商品について、令和4年1月6日以降、容器包装において、「中性脂肪 LDLコレステロール 血圧が気になる方へ」、「【届出番号】G617」、「【届出表示】本品には DHA・EPA、モノグルコシルヘスペリジン、オリーブ由来ヒドロキシチロソールが含まれます。DHA・EPAには中性脂肪を低下させる機能があることが、モノグルコシルヘスペリジンは血圧が高めの方の血圧を下げる機能があることが、オリーブ由来ヒドロキシチロソールは抗酸化作用を持ち、血中のLDLコレステロール(悪玉コレステロール)の酸化を抑制させることが報告されています。」等と表示するなど、あたかも、本件2商品をそれぞれ摂取すれば、本件2商品にそれぞれ含まれている各成分の作用により、中性脂肪を低下させる効果、高めの血圧を下げる効果及び血中のLDLコレステロールの酸化を抑制させる等の効果が得られるかのように示す表示をしておりました。

かかる表示について、景品表示法第7条第2項の規定に基づく消費者庁からの求めに従い、資料を提出いたしましたが、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められず、本件2商品の取引に関し行った表示は、本件2商品の内容について、一般消費者に対し実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

この度の件で、対象となる商品をご利用いただいているお客様、お取引先様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

### 【本件に関するお問い合わせ先】

さくらフォレストお客様相談室

受付電話番号 0120-057-788

受付時間 平日(月曜～金曜) 9:00～18:00